

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤島 藤島地区 (藤島中区・藤島下区・古郡・大川渡・谷地興屋・下中野目・野田目・越後京田・藤岡・三和・須走・藤島上区・新屋敷・下平形・上平形)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水稻を中心とした地域である。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は、規模縮小などの意向のある農地面積より、地域全体では上回っているが、集落によっては、規模縮小等の意向面積が上回っているところがある。
- ・担い手が利用する農地は、ある程度の団地となっているが、農地の分散もみられる。

【課題】

- ・地域全体で受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、特別栽培米の取組を拡大するなど、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む。
- ・大豆は、ブロックローテーションの取組など品質向上、収量安定をめざし、栽培方法を確立する。
- ・規模縮小等の意向面積が新たに明らかになった場合は、多面的機能支払交付金の対象エリアを単位として、集落内で話し合い、規模拡大農業者に農地を集積し、場合によっては近隣エリアに相談するなど地域全体で農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,029.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,027.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。面積の拡大については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化や用排水の暗渠化などを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の受入、確保のため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、引き続きJA庄内たがわ無人ヘリ防除組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①タヌキやハクビシンなどの鳥獣被害防止に努める。
- ②水稻の特別栽培を拡大するなど環境に配慮した持続可能な農業に取り組んでいく。
- ③ドローンの防除活用や水稻における播種(直播)から各栽培の一貫管理体制の検討。センシング等の技術を活用した見える農業への取り組みを検討する。
- ④輸出用の米の生産も検討する。
- ⑤庄内柿の園地継承や改植などを検討する。
- ⑧農地の大区画化や用排水路の管路化、暗渠化などを検討する。既存共同乾燥調製施設(カントリーエレベーター)の利活用とともに必要に応じた施設整備の検討。
- ⑩J-クレジットなど二酸化炭素削減の取り組みを検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤島 東栄地区 (樺、関根、無音、工藤、川尻、上中野目、平足、上蛸井、下蛸井、東堀越、鷺畑、千原、添川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水稻を中心とした地域である。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は、規模縮小などの意向のある農地面積より、地域全体では上回っているが、集落によっては、規模縮小等の意向面積が上回っているところがある。
- ・担い手が利用する農地は、ある程度の団地となっているが、農地の分散もみられる。

【課題】

- ・地域全体で受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、特別栽培米の取組を拡大するなど、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む。
- ・大豆は、ブロックローテーションの取組など品質向上、収量安定をめざし、栽培方法を確立する。
- ・規模縮小等の意向面積が新たに明らかになった場合は、多面的機能支払交付金の対象エリアを単位として、集落内で話し合い、規模拡大農業者に農地を集積し、場合によっては近隣エリアに相談するなど地域全体で農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	969.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	962.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。面積の拡大については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化や用排水の暗渠化などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の受入、確保のため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、引き続きJA庄内たがわ無人ヘリ防除組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①タヌキやハクビシンなどの鳥獣被害防止に努める。

②水稻の特別栽培を拡大するなど環境に配慮した持続可能な農業に取り組んでいく。

③ドローンの防除活用や水稻における播種(直播)から各栽培の一貫管理体制の検討。センシング等の技術を活用した見える農業への取り組みを検討する。

④輸出用米の生産も検討する。

⑤庄内柿の園地継承や改植などを検討する。

⑧農地の大区画化や用排水路の管路化、暗渠化などを検討する。既存共同乾燥調製施設(カントリーエレベーター)の利活用とともに必要に応じた施設整備の検討。

⑩J-クレジットなど二酸化炭素削減の取り組みを検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤島_八栄島地区 (八色木上区・八色木下区・豊栄・小中島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水稻を中心とした地域である。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は、規模縮小などの意向のある農地面積より、地域全体では上回っているが、集落によっては、規模縮小等の意向面積が上回っているところがある。
- ・担い手が利用する農地は、ある程度の団地となっているが、農地の分散もみられる。

【課題】

- ・地域全体で受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、特別栽培米の取組を拡大するなど、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む。
- ・大豆は、ブロックローテーションの取組など品質向上、収量安定をめざし、栽培方法を確立する。
- ・規模縮小等の意向面積が新たに明らかになった場合は、多面的機能支払交付金の対象エリアを単位として、集落内で話し合い、規模拡大農業者に農地を集積し、場合によっては近隣エリアに相談するなど地域全体で農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	411.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	411.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。面積の拡大については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化や用排水の暗渠化などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の受入、確保のため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、引き続きJA庄内たがわ無人ヘリ防除組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①タヌキやハクビシンなどの鳥獣被害防止に努める。

②水稻の特別栽培を拡大するなど環境に配慮した持続可能な農業に取り組んでいく。

③ドローンの防除活用や水稻における播種(直播)から各栽培の一貫管理体制の検討。センシング等の技術を活用した見える農業への取り組みを検討する。

④輸出用の米の生産も検討する。

⑤庄内柿の園地継承や改植などを検討する。

⑧農地の大区画化や用排水路の管路化、暗渠化などを検討する。既存共同乾燥調製施設(カントリーエレベーター)の利活用とともに必要に応じた施設整備の検討。

⑩J-クレジットなど二酸化炭素削減の取り組みを検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤島_長沼地区 (上新田・西小路・表小路・中組・宮東・下通・十文字)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水稻を中心とした地域である。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は、規模縮小などの意向のある農地面積より、地域全体では上回っているが、集落によっては、規模縮小等の意向面積が上回っているところがある。
- ・担い手が利用する農地は、ある程度の団地となっているが、農地の分散もみられる。

【課題】

- ・地域全体で受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、特別栽培米の取組を拡大するなど、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む。
- ・大豆は、ブロックローテーションの取組など品質向上、収量安定をめざし、栽培方法を確立する。
- ・規模縮小等の意向面積が新たに明らかになった場合は、多面的機能支払交付金の対象エリアを単位として、集落内で話し合い、規模拡大農業者に農地を集積し、場合によっては近隣エリアに相談するなど地域全体で農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	494.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	494.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。面積の拡大については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化や用排水の暗渠化などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の受入、確保のため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、引き続きJA庄内たがわ無人ヘリ防除組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①タヌキやハクビシンなどの鳥獣被害防止に努める。 ②水稻の特別栽培を拡大するなど環境に配慮した持続可能な農業に取り組んでいく。 ③ドローンの防除活用や水稻における播種(直播)から各栽培の一貫管理体制の検討。センシング等の技術を活用した見える農業への取り組みを検討する。 ④輸出用の米の生産も検討する。 ⑤庄内柿の園地継承や改植などを検討する。 ⑧農地の大区画化や用排水路の管路化、暗渠化などを検討する。既存共同乾燥調製施設(カントリーエレベーター)の利活用とともに必要に応じた施設整備の検討。 ⑩J-クレジットなど二酸化炭素削減の取り組みを検討する。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	藤島_渡前地区 (上藤島、和名川、砂塚、東渡前、西渡前、箕升新田、大半田、幕野内、宝徳、中荒俣、上荒俣、柳久瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水稻を中心とした地域である。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は、規模縮小などの意向のある農地面積より、地域全体では上回っているが、集落によっては、規模縮小等の意向面積が上回っているところがある。
- ・担い手が利用する農地は、ある程度の団地となっているが、農地の分散もみられる。

【課題】

- ・地域全体で受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、特別栽培米の取組を拡大するなど、環境に配慮した持続可能な農業に取り組む。
- ・大豆は、ブロックローテーションの取組など品質向上、収量安定をめざし、栽培方法を確立する。
- ・規模縮小等の意向面積が新たに明らかになった場合は、多面的機能支払交付金の対象エリアを単位として、集落内で話し合い、規模拡大農業者に農地を集積し、場合によっては近隣エリアに相談するなど地域全体で農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	720.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	717.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。面積の拡大については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化や用排水の暗渠化などを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の受入、確保のため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、引き続きJA庄内たがわ無人ヘリ防除組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①タヌキやハクビシンなどの鳥獣被害防止に努める。

②水稻の特別栽培を拡大するなど環境に配慮した持続可能な農業に取り組んでいく。

③ドローンの防除活用や水稻における播種(直播)から各栽培の一貫管理体制の検討。センシング等の技術を活用した見える農業への取り組みを検討する。

④輸出用の米の生産も検討する。

⑤庄内柿の園地継承や改植などを検討する。

⑧農地の大区画化や用排水路の管路化、暗渠化などを検討する。既存共同乾燥調製施設(カントリーエレベーター)の利活用とともに必要に応じた施設整備の検討。

⑩J-クレジットなど二酸化炭素削減の取り組みを検討する。